

## 平成 26 年度 第 8 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 5 月 21 日（水） 9：30～11：30

場 所：総合庁舎 22 階会議室 1・2

出席者：子ども・子育て会議委員	14 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、景山委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中泉委員、中西委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、八木委員）	
事務局	15 名
（立花、南谷、田村、出口、川崎、川西、関谷、寺岡、菊地、堀ノ内、山本、清水、松田、安永、松本）	
（大原、矢崎、高野、松崎、土肥、）	
傍聴者	4 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 40 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

- 資料 1－1 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 資料 1－2 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 資料 1－3 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 資料 1－4 条例案ポイント
- 資料 2 東大阪市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～
- 資料 3 教育・保育供給方法の確保策について
- 資料 4 保育の必要性について
- 資料 5 留守家庭児童育成クラブについて
- 別紙 今後の会議日程について
- 東大阪市子ども・子育て会議条例新旧対照表

### 1. 開会

#### ●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 8 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、全委員 20 名中 13 名のご出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、委員名簿、配席表、配付資料一覧に記載の資料および「東大阪市子ども・子育て会議条例新旧対照表」となります。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

—資料確認—

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 4 名いらっしゃるこ

とをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。会長の関川です。

今回で子ども・子育て会議も8回目の開催となります。他市町村と比較しても、ていねいな審議回数を積み重ねていると思います。

国では、公定価格の骨格をまとめ、概要ではありますが仮単価を算出するイメージが提示されました。5月末には具体的な金額が示される予定です。事業者の皆様には、仮単価に基づいて試算し、意向の可能性を検討していただくこととなります。あるいは会議でも、仮単価に基づく保育料の検討に入らなければならない時期かと思えます。また、4月末には条例に必要となる政省令も発出され、市町村の準備段階へと移ってきております。

個人的には、条例制定についてのデッドラインは6月と考えております。市議会に議決してもらい、事業者を対象に説明会を開催し、意向調査をする、ということに間に合わせていただきたいです。さらに、市民の方々への周知の時期を経て、10月以降、保育の必要性の認定申請や園児募集に間に合うように認可手続に入りたいと考えていますので、9月議会で議決してもらうのでは遅いと思います。

本日の会議では、これまでのご議論をもとに策定した幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の設備及び運営に関する基準の条例の最終案をご報告いただき、条例制定の下準備を整えます。

また、子ども・子育て支援新制度の屋台骨となる事業計画については、さらに議論を深めていきます。前回までにニーズ調査をもとにした必要見込み量の算出を行いました。この量をもとに新制度後の5年間においてどのようにして市民のニーズに添えていき、供給を実施していくのか検討を進めたいと思います。

さらに、留守家庭児童育成クラブについても、基準等を中心に議論を進めます。

様々なメニューについての議論となりますが、全ての子どもがすこやかな育ちを実現すべく、有意義なご意見を頂きますようお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 条例の報告について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行します。最初に議事(1)の「条例の報告について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

—資料1-4「条例案ポイント」説明—

- ・4月30日の内閣府省令に基づき、条例案を3箇所修正したので報告する。
- ・第6条「職員の数等」。副園長・教頭の免許・資格規定。
- ・第13条「教育課程」。児童の心身の状況に適合するようという規定。
- ・附則第1条「施行期日」。一部改正法の施行日から施行。

—資料1-1、1-2、1-3は6月定例会に上程する予定の条例—

- ・以前は4つの条例案の上程を予定していたが3つになった。保育の必要性の事由を定める条例については、子ども・子育て支援法の施行規則で規定することになったため。
- ・パブリックコメントについて報告。総数は458件。集計後に会議で報告する予定。
- ・パブリックコメントの主な意見を報告。2歳児の配置基準を5:1にしてほしい、小規模B型の保育者をすべて有資格者にしてほしい、保育料の上乗せ徴収が必要最小限になるように市が上限を規定してほしい、など。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。幼保連携型認定こども園の園長に資格は必要ですか。

●事務局・川西

園長の資格は特に必要ありません。

●千谷委員

パブリックコメントでいただいた意見をどのように条例に反映させるのですか。意見の取り扱いについて教えて下さい。

●事務局・川西

意見と意見に対する市の考え方をとりまとめて、ホームページ上に公開します。

●関川会長

その前にこの会議にて報告をお願いします。

●事務局・川西

はい。次回会議にて資料を出します。

●関川会長

6月議会に条例を上程するけれど、意見の結果、必要であれば、しかるべき時に条例を改正することもあるということですね。

そもそも条例制定は地方自治に委ねられていることであり、市民の代表である議会が協議し決定を行うというものです。基準の内容について、条例案をこちらの内容で取りまとめさせていただいたらと思います。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について

●関川会長

それでは続きまして、議事(2)の「子ども・子育て支援事業計画骨子案について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2「東大阪市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～」説明—

- ・ p. 3. 計画期間に中間見直しの実施を追加。
- ・ p. 8. 基本理念は次世代育成支援後期行動計画の理念を継承。
- ・ p. 8-9. 「すべての子どものすこやかな育ち」を強調。
- ・ p. 15-33. 統計的な現状と課題。p. 31 要保護・要支援児童について虐待を認知する人の増加。
- ・ p. 34-35. 施策展開の基本的な考え方。「すべての子どものために」、「4つの柱」など部会で検討した内容を記載。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

前回までに量の見込みについて確認していただきました。改めて全体としてこの計画がどのような位置づけであるのか、また、基本的な理念や現状と課題について認識を共有していただくのが大事だと思います。前回、中西委員から、基本理念の中に障害のある子どものインクルージョンを明記してほしいという意見がありました。骨子案の p. 8 に「一人一人の子どもの・・・」の説明文に「障害」が含まれています。それ以外に障害のある子どもたちについて育ちを支える考え方を示す必要がありますか。

●中西委員

他の計画にあるということもありますが。

●関川会長

障害者計画と共通なところもこの計画に掲載する必要があるのですよね。

次世代計画と異なる点は4章部分であり、4章が今回の子ども・子育て計画の特徴だと思います。

今回の計画では「教育・保育」について考えていくのですから、p. 8、p. 9 辺りの基本理念には「教育」や「学び」というキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないでしょうか。就学前の教育、就学後の放課後の学びについて考え方を掲載しなくてよいのでしょうか。

#### ●千谷委員

p. 8 の真ん中あたり、基本的な視点に「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章があります。p. 10 にも出てきます。保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことだとは思いますが、だからこそ、行政としては何がどのようにできるのかといった事を描く必要があるのではないのでしょうか。

また、p. 9 に「(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が・・・」とあります。せっかく書いていただいているので、東大阪市で安心して生み育てたいと思えるように取り組んでもらえたらと思います。

#### ●松葉委員

この計画には子育て支援はずいぶん盛り込まれていますが、教育の面が弱いと思います。就学前の子どもたちが等しく教育を受けるべきだと思っています。

認定こども園ができることで、長時間預かる子どもと短時間の子どもたちが交流できる機会が増えるのはよいことなのですが、「教育」の面ではどのように考えているのでしょうか。

この計画骨子案には「民間のお力を借りる」とか「現場の努力に頼る」といった視点が描かれていますが、現状のもの（力、施設）を借りるということだけではなく、充実する方向性で取り組んでいただければと思います。

公立の預かり保育については通常時間と同じ職員が担当しています。預かり保育について職員を新たにつけていない状況です。保育行政としては色々なことが充実されてきました。預かり保育など、教育行政についてどのようにしていこうと考えているのかをうかがいたいです。

他市から移住されたお母さんが東大阪市はサービスが少ないと言っているのも聞きますので、転入された方々にとっても明るい東大阪市になればと思っています。

#### ●事務局・田村

ありがとうございます。

今回、ご議論いただいているのは（施策の具体ではなく）基本理念のところですので、理念に関連したところだけを説明させていただきます。

今回の新制度の大きなポイントとして都市部での待機児童の解消がありますが、それだけではなく、3歳以上の子どもたちに障害の有無や家庭の事情に関わらず、教育・保育を保障しようということがあります。発達を保障できる環境を整備しようというものです。本市では特に0～2歳の待機児童解消と在宅での子育てに寄り添う支援をどうするかということが車の両輪のようにあります。

平成元年に1.57ショック、少子化がいわれ、平成10年に「子どもを生み育てることに夢を持つ社会づくり」が厚生労働白書のスローガンになりました。しかしながら具体的な施策展開を図ったのは17年後の平成27年4月なのです。今回（新制度及び計画）の取り組みは待機児童対策の施設整備だけではなく、本市でも0～2歳の8割が在宅なので、その在宅での子育て支援をどうするかに目を向けないと少子化に歯止めがきかない、子どもを生み育てることに夢を持つということにつながらないと考えています。

このようなことを踏まえて、理念の中で、幼児期の教育の視点と在宅での子育て支援について包括していきたいと考えています。

#### ●関川会長

今、お話し頂いたような内容をp. 8、p. 9に見えるような形で掲載してください。

それから、「障害」については、理念のところだけではなく、「現状と課題」に関するところにも具体的に示して下さい。

p. 31 の要保護・要支援についてはもう少し具体的に相談の件数、支援体制、今回の仕組みの中で子育て支援事業の中でどのように変わるのかを書いて下さい。虐待の相談件数も文章中にはありますが、対応施策などを今回の計画によく見えるような形で掲載してください。

●中川副会長

次世代計画は0～18歳を対象としています。その中では教育というと就学後の学校教育のことが主となっていて、就学前の児童の教育については市として教育委員会も含めてどうなったかということだと思います。従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にとという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるのですから、改めて教育委員会も含めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いていただきたらと思っています。次世代計画の理念はそのまま、追加するような形で書いていただきたらと思っています。

東大阪市は様々な事業に取り組んでいただいているのですが、それが実際の保護者に届いていないというか、情報提供の部分をどうするかということがあります。情報提供について p. 29 にも書いていただいているようです。どのように市民に届いていくのか、在宅支援や情報提供の仕組みづくりの現状が書かれていたらと思います。

p. 31 に要保護・要支援があります。障害の早期発見や予防について母子保健事業の中でかなり取り組んでいただいていますので、その辺りをもっと盛り込んでいただきたらと思っています。

●関川会長

ありがとうございます。

第3章までは、一定この方向で進めるようにさせていただきます。

### (3) 教育・保育供給方法の確保策について

●関川会長

続きまして、議事(3)の「教育・保育供給方法の確保策について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料3「教育・保育供給方法の確保策について」説明—

- ・市議会でイメージを検討するためにこの資料を作成した。
- ・P. 5 3号(0～2歳)必要見込み量の0歳188名、1・2歳368名をどのように確保するか。
- ・P. 6 ①認定こども園、②小規模保育、③民間保育園の定員の弾力運用、の3つの供給方法。
- ・P. 8 ①の定員を30名と仮定すると、0歳6名、1歳10名、2歳14名、の供給量を確保。
- ・p. 10 ②の供給量確保の2つのパターンを仮定。パターン2は0歳の待機の解消を想定。
- ・p. 11 ③の弾力運用化率は近年の平均111.8%。120%まで仮定。
- ・p. 13-14 公立認定こども園で受け入れられる想定数のモデルケース1、2。
- ・p. 15 仮に施設整備を想定数で行った場合のイメージ。施設数の合計26カ所。あくまでもイメージなのを了解してほしい。5年間で整備すれば確保可能。
- ・p. 17. 財政面について、施設整備費は、①と②を合わせて24施設の整備を仮定すると、本市の負担は5年間で約1億7,000万円。
- ・p. 19. 必要保育士数は、①と②を合わせて24施設の整備を仮定すると、5年間で166人。

●関川会長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、ご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

●高山委員

委員の皆様はご承知のことですが、念のために申し上げます。先ほどから「教育・保育」とい

う表現を使っていますが、実際には、もう教育と保育との区別はほとんどありません。たとえば、資料3の4、5ページの「2号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いもの」などを、保育所と区別する意味はあまりないと思います。おそらく、保護者の方々には、保育所はたかが子守りの場所、というような認識がまだあるのかもしれませんが。生意気を言うようですが、現在の保育所は、教育については幼稚園に負けていないつもりです。さらに、保護者に子育て能力をつけてもらうような工夫もしています。それを踏まえて、こういった資料の書き方には気をつけてほしいと思います。

●関川会長

おそらく気をつけて「学校教育」という表記で区別しているのだと思います。保育所保育指針でも「養護と教育」という表現を使用し、教育の内容は子どもの発達に応じ、幼稚園教育要領に準じ、かつ保育士としての専門性に裏付けられたものとして構成されています。だから、保育所の取り組みに教育がないというわけではありません。ただし、制度上は、幼稚園での教育を「学校教育」と呼んで、保育所での「養護と教育」の教育と一応の区別をしています。保育所に教育がないなどという認識は持っていませんし、専門性の高い仕事であるとは事務局も考えているはずです。

資料3はシミュレーションなので、必ずこのような確保策を実施するというものではありません。このような対応が可能という提案です。個人的な意見としては、11ページのように民間保育園の定員の弾力運用によって、120%の定員増などが可能であれば、必要な幼保連携型認定こども園や小規模保育の数字なども変わってくるのではないかと思います。今回提示したのはあくまでもひとつの叩き台です。

●竹村委員

今回提示されたシミュレーションとしての教育・保育供給方法の確保策を、計画書にはどのように反映させる予定なのですか。

●事務局・関谷

国の指針などを参考にしながら、第4章で、東大阪市の教育・保育提供の考え方、必要な見込み量と供給量などを掲載していく形になっています。

●事務局・田村

今回は必要見込み量の確保策の一つを示しましたが、竹村委員のご指摘のように、東大阪市の理念などを盛り込んだ施策としてどのように具体化していくのかについては、これから検討します。今回は、0歳児188名などの算出された数字を、東大阪市として確保できるのかということを示しました。具体的な対策は今後議論していかねばならないと考えています。

●古川委員

認定こども園の設置基準の指針を以前に見ましたが、「同一の敷地内、または道路をまたぐ程度の距離」といった基準があったかと思います。今回、認定こども園のモデルケースが示されましたが、そのモデルは道をまたいでいるのかというようなことがイメージし難いと思うので、説明をお願いします。

●事務局・関谷

新設の場合には、ご指摘のとおり、同一敷地内なり道路をまたぐ程度での設置の基準が定められています。既存施設からの移行の場合には、一定の条件を満たせば、隣接施設の特例があり得ます。

●関川会長

そのほか、ご意見はありませんか。

あくまでも0・1・2歳待機児童を解消するためには、認定こども園が9カ所くらいあれば確保できますよという提案であって、3・4・5歳の認定こども園の形態については、資料3では考えていないということでしょうか。つまり、必要見込み量が確保されているエリアで、幼保連携型認定こども園を始めたいということであれば、本市としては基本的には認めていくというこ

とでしょうか。

●事務局・関谷

会長のご指摘のとおり、資料3はあくまでも0～2歳の待機児童解消のイメージです。3歳以上については、原則的には移行を妨げることはないと考えています。

●関川会長

事業所の意向調査については、認可外施設を対象としても実施することになるわけですね。その際には、小規模保育への意向の有無を調べるのでしょうか。

●事務局・関谷

認可外施設や事業所内施設を含めて、各施設の意向を照会する予定です。

●関川会長

小規模保育の定員上限は19名なので、定員が50名や100名の認可外施設は、小規模保育には移行できないのでしょうか。

●事務局・関谷

0～2歳については19名という定員が決まっています。面積等の基準を満たしたうえで、3歳以上については認可外という位置付けのなかで移行は可能です。

●関川会長

たとえば定員100名の認可外施設が、必要な基準を満たせば、0～2歳のクラスだけを小規模保育として認可を受けることは可能なのですね。残りの約80名の部分を認可外施設として運営することはかまわないということでしょうか。

●事務局・関谷

はい。0～2歳の部分が19名以下であれば可能です。

●八木委員

認可外施設の立場から補足します。定員100名という施設はあまりありません。定員20～50名程度の施設が多いと思います。たとえば、定員40名の認可外施設が来年度から19名を小規模保育に移行すると、あと21名は現状の認可外施設に在園ということによいのですよね。

ちょっと質問します。定員19名としても、すぐに19名が入るわけではありません。たとえば5名が入った場合には、保育料の助成は5名分なのか19名分なのかどうなるのでしょうか。

●関川会長

現在わかる範囲での説明で結構です。

●事務局・関谷

単価については、各個人との自由契約の形になります。現在、1人あたりの公定価格が出ているので、各個人の認定区分に対応した単価×人数、ということになります。19名をまるまる保障するものではない、と思います。

●八木委員

最初から定員19名という形で申告することになるのでしょうか。

●事務局・関谷

まず、0歳児が何名、1歳児が何名といった形で利用定員の確認をいたします。そのうち実際に入所している方について、単価を支給していく形になります。

●八木委員

現状の認可外施設ではどうしても施設の改修をやらざるを得ませんが、定員20～30名の施設の場合には移行したほうがよいとは思いますが、他市の事業者と話していると、一般の民間企業より社会福祉法人などのほうが認可に有利ではないかといったような話も出ています。移行の受け入れは平等に行うという考え方でよいのでしょうか。

●事務局・関谷

受け入れについては公正に選定いたします。

●八木委員

経営面の話になりますが、認可外施設のなかには生き残りのために小規模保育への移行を検討するところもあると思います。認可外施設は個人経営が多いように感じていますが、個人経営と法人とで対応の違いなどはあるのでしょうか。

●事務局・関谷

東大阪市での個人経営の認可外施設については届出で確認しています。本市の基準として、個人経営でも認めるか、法人格を要件とするかについては検討中です。募集のときまでに、本市としての基準を公表します。

●関川会長

制度の運営について、一定の質を確保していただくことが、最終的に東大阪市のすべての子どもの最善の利益につながると思います。今後の認可行政においても、質の確保に配慮して、基準などを設定していただきたいです。

資料3の17ページで財政面のコストを計算してくれていますが、今後、東大阪市の子どもの数は確実に減ることになります。子どもの数に合わせた量の確保は一時の問題ですが、質の確保は今後ずっと大きな問題なのだから、イニシャルコストだけでなく、保育士の質の確保などの維持の方策についても検討していただきたいです。

教育・保育の供給方法の確保策については、待機児童の解消の問題だけでなく、東大阪市の教育・保育のあり方を考えなおす良い機会でもあると思います。

#### (4) 保育の必要性について

●関川会長

次に議事(4)「保育の必要性について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料4「保育の必要性について」説明—

- ・ p.6 新制度では、各利用者の必要度に応じて保育利用料を設定（現行制度にはない）。事務局からの提案がいくつかある。
- ・ p.7 保育区分の判定事由となる1ヶ月120時間程度の就労について。1ヶ月を4週で計算し、週30時間とすることを提案。
- ・ p.8 保育短時間認定の就労時間の下限について。以前の会議では1ヶ月48時間と試算していたが、求職中の保護者等も含めると矛盾が出るので、就労時間の下限を設定しない経過措置を提案。国では現行「48～64時間以上」以外に設定している市区町村においては最大10年の経過措置を考慮。
- ・ p.9 優先利用について。優先利用の事由の順位調整を提案。p.4の保育の必要性の認定について、「その他市町村が定める事由」の検討が必要。

●関川会長

ありがとうございました。今の説明につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●竹村委員

資料4の7ページの保育区分の設定のイメージ図について、説明をお願いします。たとえば、保育標準時間の認定の人は、8時間しか仕事していなくとも基本的には11時間利用することができるのでしょうか。あるいは、保育短時間の認定の人は、就労時間の下限を設定しないとのことですが、たとえ土曜日であっても利用することができるのでしょうか。

●事務局・関谷

保育標準時間の方については、原則的に8時間が保育時間で、送迎などを含めて11時間が開所時間という設定で、それ以上は延長保育という形になります。保育短時間の方については、週あたり短時間の就労でも、基本的には送迎などを含めて8時間が保育時間で、それ以上は延長保育

という形になります。ただし土曜日については保護者の意向によるかと思えます。

●竹村委員

気になるのは、公定価格について、週に数時間しか働かない人も、フルタイム就労の人も同じ基準になるのでしょうか。

●事務局・関谷

現段階では、保護者の就労時間によって、公定価格の単価が変わるということはないと思えます。詳細は来週頃に国から出る予定ですが、保育標準時間・保育短時間という区分での単価設定になると思います。

●竹村委員

こういった基準は市町村で調整できる話でないとは思いますが、同じ単価で預けられるのであれば預ける、というような人もいられるでしょう。子育ての第一義的責任は保護者にある、という前提から少し外れることになるのではないかと思います。

●関川会長

高山委員から説明をお願いします。

●高山委員

単価は少し異なる設定のはずです。まず認定を受けている段階で調整することになります。

●関川会長

何故8時間勤務なのに11時間も保育しなければいけないのか、といったことや、土曜日・休日などの扱いについて、説明をお願いします。

●高山委員

開所時間と保育時間は異なるのが大前提です。保育施設が11時間開いているというだけです。事務局案の保育区分の判定事由を週30時間とすることについて質問します。週に数日の就労でも30時間を超えることがあります。扱いはどうなりますか。

●事務局・関谷

1ヶ月120時間の要件を満たすかどうかで計算します。

●高山委員

送迎時間は保育時間に該当するのでしょうか。

●関川会長

送迎時間は保育の時間帯だが、就労時間を計算するときには就労時間とするということですね。

## (5) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

続きまして議事の最後として(5)「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・安永

—資料5「留守家庭児童育成クラブについて」説明—

- ・表中の下線部分は追加または修正した箇所。原則としては、国の省令に準拠する考え方。
- ・p.1 一般原則に1項目を追加。
- ・p.2 非常災害訓練を月1回から定期的に変更。
- ・p.3 職員に第5項を追加。利用者20人未満で、補助者等が同一敷地内の他の施設等で職務に従事していれば、職員は支援単位ごとに支援の提供に当たる者でなくともよい。
- ・p.5 開設時間・日数は事業所ごとに定める。
- ・p.6 職員の経過措置。職員の資格要件は9種類(p.3)だが、修了を予定している者を含む。
- ・p.7-8 第7回会議で議論した3点についての事務局案。
- ・職員の資格について。資格要件は求めない方針。既に従事している者の救済策については、2

年以上類似する事業に従事（p.3）という要件で緩和されると考える。

- ・高学年の受け入れについて。年次的に6年生まで拡充する方針
- ・民間事業者について。届出した事業者とは連携して情報提供を行い、将来的には必要に応じて民間を含めた供給量確保を検討する方針。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●藤井委員

2年以上類似する事業に従事した者、という職員の基準について質問です、平成27年4月の時点で2年であれば良いのでしょうか。私のクラブでは、平成26年春から従事している職員が多いのですが、このようなところは要件を満たさないのでしょうか。

●事務局・安永

支援員ではないが補助員という形での従事は可能だと思います。

●中泉委員

まず、高学年の年次的受け入れとは、平成27年4月からなののでしょうか。

つぎに、民間の参入について、利用者への情報提供とはどのようなものを考えているのでしょうか。

さらに、本市の受理した事業であれば、どこに行っても利用料は同じということになるのでしょうか。

●事務局・安永

高学年の受け入れについては、平成27年4月からの一斉受け入れではなく、施設整備を年次的に行い、整備のできたところから受け入れていきます。5年間かけるのではなく、できるかぎり前倒しで受け入れたいと考えています。4年生については、平成27年4月から受け入れる予定です。

利用者への情報提供をどうするかについては、民間事業者の届出が本市の基準をクリアしていれば認定し、民間事業者の受け入れを本市が行えない場合には、そういった事業を保護者の生活範囲でしているということを公表し、紹介するなどを考えています。

利用料金については、市で基準を設定すると考えています。

●関川会長

民間事業所も同じ利用料になるのでしょうか。

●事務局・清水

おそらくそうはならない予定です。

●関川会長

利用者の立場としては、利用料金のばらつきは困りますが、民間経営者の立場としては、補助などを受けられる公立と同じ基準ではできない、ということですね。利用料金については、今回の会議でなくともよいので、整理しておいてほしいと思います。

もうひとつ、先ほどの教育・保育の施設整備について、もし民間の参入が見込めるのであれば、施設整備のコストを節約できるのではないのでしょうか。

●事務局・川崎

資料5はあくまでも留守家庭児童育成クラブの整備や運営についてです。独自調査の結果などから、現行の事業で小学1～3年生のニーズ量への供給を確保できるとみています。小学4～6年生のニーズについては、今後整備していきます。私立については、本市から補助金を出して整備することによってニーズ量を確保しようとは考えていません。本市の基準に合致している私立施設を認定して国・市の補助金の対象とすることは可能ですが、民間の参入を留守家庭クラブの供給量確保施策とはみなしていません。よって、利用料金を公立と揃える施策などは検討していません。

●関川会長

平成 28 年から障害者差別禁止法が施行されることもあり、大阪府ではガイドラインを作成中です。資料 5 の 3 ページの利用者を平等に取り扱う原則について、差別的取扱いの内容に「障害」も盛り込むことは可能ですか。

●事務局・安永

可能だと事務局では考えています。

●関川会長

最後に、事務局より報告があるようですのでお願い致します。

●事務局・関谷

—①利用料検討部会の併設について—

—②「東大阪市子ども・子育て会議条例新旧対照表」について—

・児童福祉法の改正により、認可の審査について社会福祉審議会の意見を聞かねばならなくなつた。認可の規定を含む子ども子育て会議条例を一部改正したいので承認をお願いします。

●関川会長

6 月議会にかけるのであれば、今の文案を会議に提示してもらいたいと思います。

●竹村委員

文案を示してもらえないと、幼稚園協会に諮ることができないので困ります。

●関川会長

次の会議は 6 月 12 日なので、議会には間に合うかもしれないので、会議に提示していただきたいです。

●事務局・田村

当初は、幼保連携認定こども園については、この会議での議論ですべて完結しているはずでしたが、小規模保育について、児童福祉法の対象が一部あるので、社会福祉協議会の意見を聞かねばならなくなりました。文案は緊急に通知いたします。改定するということについてご理解をいただけないでしょうか。

●竹村委員

「法 7 条 4 項に規定する教育・保育施設～」とは認定こども園のことですよね。すべてこの会議で決めることになっているのですか。

●事務局・田村

まず選定されています。検討は部会で決めることになるはずです。

●関川会長

おそらく部会の議長は私になると思います。まず文案を各委員に通知してもらい、異議がなければ会長に一任ということでお願いいたします。

### 3. 閉会

●事務局・寺岡

ありがとうございました。それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、6 月 12 日（木）および 7 月 23 日（水）の開催予定は別紙でお配りさせていただいております。となりますので、ご出席をよろしく申し上げます。

—閉会—